平成２５年（フ）第２５号
長野県上田市常田１丁目９番40号　レオパレスリヴェール103号
破産者　内川　博貴
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第１２号
長野県佐久市新子田1973番地２　新栄ビル302
破産者　土屋　雅昭
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第７６号
岐阜県美濃加茂市山手町３丁目61番地　Ｓｕｎｎｙ　Ｐｌａｃｅ201
破産者　手塚　俊一
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第６３号
静岡市葵区川合３丁目２番22―102号、旧住所静岡市駿河区馬渕２丁目15番28号
破産者　小川みゆき
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３号
滋賀県長浜市北野町617番地
破産者　吉田美千代
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部

平成２４年（フ）第１５２７号
静岡県伊東市竹の内１－３―11　金子ハイツ302号室、住民票上の住所兵庫県西宮市浜甲子園１丁目10番４号
破産者　原田　充郎
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９号
京都府亀岡市安町野々神20番地１
破産者　京谷　文雄
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
京都市西京区大枝沓掛町11番地１田原ハイツ201号
破産者　京谷　　修
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
徳島県美馬市脇町曽江名170―３、住民票上の住所徳島県美馬市脇町大字北庄638番地
破産者　國永　晶子
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第３９８号
高知県南国市田村乙754番地の１
破産者　藤本　隆一
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９号
長崎県対馬市美津島町雞知甲521番地12、前住所長崎県対馬市厳原町下原545番地
破産者　井田　美嗣
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
熊本市中央区保田窪１丁目２番７号　牛嶋アパート103
破産者　西　　栄一
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４５号
大分県杵築市大字南杵築2035番地
破産者　釣﨑　彰二
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
宮崎市波島２丁目12番23―１号
破産者　松村マチ子（旧姓青木）
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７８８号
福岡県古賀市今の庄２丁目23番８号
破産者　高原　潤二
1　決定年月日　平成25年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５５３号
札幌市中央区南18条西14丁目３番30号　ルミエール山鼻202号、開始決定時の住所札幌市中央区南17条西12丁目１番17―206号
破産者　高田　正敏
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６１４号
北海道千歳市富士４丁目３番９号
破産者　西峰みゆき
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３００号
札幌市北区北33条西６丁目２番１号　小嶺第二101号
破産者　盛永　秀之
1　決定年月日　平成25年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部